平成２５年（フ）第６号
千葉県船橋市前原東１丁目14番７―203号
債務者　沼澤　　渚
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
相模原市南区下溝299番地１　ミッキーハウス202
債務者　黒﨑　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９号
相模原市南区下溝299番地１　ミッキーハウス202
債務者　黒﨑　麻紀
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３号
相模原市南区磯部904番地２
債務者　齋藤　秀勝
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４７号
神奈川県座間市南栗原４丁目26番４号　コーポＫＹ102号
債務者　長谷川由美子（旧姓綾部）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５２号
相模原市中央区光が丘３丁目６番32―４号
債務者　西村　政美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５７号
神奈川県座間市立野台１丁目８番３号　レオパレスひだまり103号
債務者　小金　　稔
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５９号
神奈川県座間市栗原中央４丁目15番10号　ニューライフ座間栗原寮
債務者　青木　　純
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７０号
相模原市中央区田名5527番地
債務者　尾上七美子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７１号
相模原市中央区田名5527番地
債務者　尾上　涼子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４９号
愛知県岩倉市本町神明西６番地８　アパートメントハウス朴の樹805号
債務者　横井　皎一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４２６号
京都市左京区北白川山ノ元町72番地20
債務者　麻衣コレクションこと　細川　麻衣
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３０号
京都府宇治市五ケ庄西川原32番地の８　ユニライフ宇治Ｂ棟601号
債務者　湯川　　明（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７５号
京都市北区大宮釈迦谷10番地220
債務者　森兼　　隆
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８３号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町42番地７　アーバンハイツ田中201、申立時の住所京都市右京区梅津中村町20番地１　サンシティミノル101号
債務者　最上左和子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
京都府長岡京市神足２丁目１番18号　ウエストロードハイツ坂本203、前住所京都府長岡京市天神４丁目３番24号　長岡コーポ407
債務者　三浦　絵奈（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西団地３棟404号
債務者　倉田　安也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係